

令和8年度（2026年度）熊本県子育て支援員研修事業企画提案募集要領

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業等の従事者となる子育て支援員の養成を図ることを目的として、「子育て支援員研修事業」を実施する。

本事業を実施するにあたり、効果的かつ効率的に事業が運営できるよう、研修の実施に関するノウハウを有する事業者に委託する必要があるため、次のとおり企画提案を募集する。

1 事業の趣旨

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業等の従事者として必要な知識等を修得するための研修を実施し、子育て支援員の養成を図ることを目的とする。

2 事業委託の概要

(1) 業務委託名

熊本県子育て支援員研修事業

(2) 業務委託の内容

「令和8年度（2026年度）熊本県子育て支援員研修事業の企画提案募集に係る業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月5日（金）まで

3 委託料限度額

3,773,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案にあたっての上限額であり、契約額は別途設定の予定価格の範囲内で決定する。

4 企画案の選定方法等

(1) 参加希望者の要件

- ① 熊本県内に事業所等を有すること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止などの措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。
- ④ 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき入札参加資格に登録をしていること。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員も含む）の統制下でないこと。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出

選考会に参加される場合、参加表明書及び参加資格確認申請書（別紙様式1）及び法人に関する調書（別紙様式1-2）、登記事項証明書（法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。）を次により提出すること。

- ① 提出方法：郵送または持参
- ② 提出期限：令和8年（2026年）5月11日（月）17時必着
- ③ 受付時間（持参の場合）：平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）
- ④ 提出先：本要領7に掲げる提出先
- ⑤ 提出部数：1部

(3) 企画書等の提出

企画書を提出する場合は、企画書提出書（別紙様式2）に次の関係書類を添え、郵送または持参により本要領7に掲げる提出先まで提出すること。（持参の場合の受付時間は（2）の③のとおり）

① 提出書類

ア 企画書提出書（別紙様式2）

イ 企画提案書（各業務の作業工程等をまとめた進行予定表も含む）

- ・様式は自由。ただし、内容は審査基準表の項目を審査できるものとする。
- ・A4版、片面印刷とすること。

ウ 事業見積書

- ・積算の内訳を可能な限り明確に記載すること。
- ・消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。

エ 事業者の取組に関する申請書（別紙様式4）※必要な書類を添付すること。

② 提出部数

上記①アは1部、イ、ウは6部（うち正本1部）、エは1部

③ 提出期限

令和8年（2026年）5月20日（水）

④ 提出にあたっての注意事項

- ・企画書の作成及び提出に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- ・提出された企画書等の書類は、その事由の如何に関わらず、変更又は取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ・虚偽の記載をした企画書等の書類は無効とする。
- ・提出された企画提案書が採用された場合、その使用権等の一切の権利は熊本県に帰属するものとする。

(4) 企画提案の審査に関する事項

① 審査方法

別途設置する審査会において、選考会でのプレゼンテーション及び企画提案書の内容を審査基準表（参考資料）により総合的に審査し、合計点が最も高い提案を行った事業者を契約の相手先候補者として決定する。

② 選考会

日時：令和8年（2026年）5月27日（水）

※時間の詳細は参加者に対し別途連絡する。

場所：熊本県庁防災センター3階 309会議室

※場所の詳細は参加者に対し別途連絡する。

内容：1事業者あたりプレゼンテーション時間20分以内、質疑応答10分程度、合計30分程度とする。

③ 審査結果の通知

書面により提案者全員に通知する。

④ その他

- ・選考会に参加できない場合は、棄権とみなす。
- ・選考会で使用する資料は4（3）で提出された資料のみとし、選考会当日の追加資料等は認めない。
- ・選考会でのプロジェクター等の機器の使用は不可。

5 その他

- (1) 参加表明書及び参加資格確認申請書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 県と委託先候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、双方合意のうえ、最終的な仕様書（契約仕様書）を作成し、委託契約を締結する。なお、必要な契約条件が合意に至らない場合、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (3) 契約の相手方は、県が指定する日時までに、契約保証金として契約金の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (4) (3)に関わらず、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類（国又は地方公共団体から証明を受けたものに限る。）を提出したとき。
 - ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 本実施要領及び別添仕様書において、不明な点がある場合は、質問票（別紙様式3）

に記入のうえ、令和8年（2026年）5月11日（月）までに、メールにて本要領7に掲げる問い合わせ先に提出すること。回答は参加者全員にメールにて回答するものとする。

6 スケジュール（予定）

公募開始	令和8年（2026年）	4月24日（金）
参加表明書及び質問受付締切	令和8年（2026年）	5月11日（月）
企画書提出期限	令和8年（2026年）	5月20日（水）
選考会	令和8年（2026年）	5月27日（水）
受託候補者見積書提出	令和8年（2026年）	6月上旬
業務委託契約締結	令和8年（2026年）	6月上旬

7 問い合わせ・書類提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁新館4階
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
子ども未来課 幼児教育・保育班 担当：福田
電話：096-333-2227
E-mail: miyazaki-a-da@pref.kumamoto.lg.jp

[参考資料]

審査基準表

評価項目	評価基準	
基本的事項	・本事業の趣旨・事業内容を十分に理解し、子育て支援員研修の内容を明確かつ具体的に提案しているか。	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修資料は充実した内容が見込まれるか。 ・受講者の受講状況や個人情報の取り扱いが適切に行われる見込みがあるか。 ・効果的な研修となるための創意・工夫がなされているか。 ・見学実習や事前学習について、具体的な実施方法が示され、かつ有効なものとなっているか。 ・e-ラーニング開催に伴う、ネット環境のない受講者への配慮や不正受講を防止する対策があるか。 ・いかに多くの参加者を受け入れるか。 	
業務の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・研修日程は受講者に配慮し、受講しやすい日程となっているか。 ・(集合型研修・見学実習の)会場について、県内各地から参加することが可能かつ受講しやすい場所となっているか。 	
業務遂行能力・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講師は専門知識を有する適切な人材が選定され、質の高い研修が期待でき、かつ選定について実現性が高いか。 ・事業を実施するために必要な職員が配置される等、研修実施体制は適切か。 	
業務実績	・提案者の概要や過去の業務実績等から、事業の実施計画は実現性が高いか。	
事業費見積	・企画内容から勘案して、事業経費の内訳等見積額は妥当か。	
事業者の取組	働く環境の整備	熊本県ブライト企業からの認定を受けている
	多様な人材の活躍	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある
		協力雇用主登録制度に登録している
	環境配慮	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エアコンクシオン21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある
	事業者による地域経済の振興	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している
その他の持続可能な社会の実現	熊本県SDGs登録制度に登録している パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録している	

※なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日(令和8年4月24日)とする。